

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
の公布による。

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和38年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(費用弁償)	(費用弁償)
第6条 ……略……	第6条 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 前項に規定する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とし、その額及び支給方法は、次の各号に掲げるもののほか、一般職の職員（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を除く。</u> ）の旅費の例による。	3 前項に規定する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とし、その額及び支給方法は、次の各号に掲げるもののほか、一般職の職員の旅費の例による。
(1)及び(2) ……略……	(1)及び(2) ……略……
4 ……略……	4 ……略……

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。